

要求水準書

1 件名

令和9年度職層研修「管理職研修（メディアトレーニング）」研修実施業務委託

2 研修のねらい

管理職に求められる危機管理について概論を理解するとともに、模擬記者会見等の演習を通してメディア対応に関する知識と適切な対応方法を実践的に学び、区民に対する説明責任を十分に果たすことのできる管理職を育成する。

3 対象者

特別区に勤務する管理職及び管理職選考合格者で、令和9年度において課長補佐にある職員

4 実施概要

(1) 実施日程

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に実施。なお、実施日は特別区職員研修所（以下「研修所」という。）とプロポーザルで選定された最適な提案者が協議して決定する。

(2) 研修日数、年間予定回数及び各回受講予定者数

1日間／年間4回実施／各回24名程度

※ 令和9年度実施回数及び実施日については令和8年10月頃決定予定。

(3) 研修時間

午前9時から午後5時までとする。（1時間の昼休憩を含む。）

(4) 契約予定上限金額（実施予定回数4回分の総額）

2,700,000円（税抜）

※1 上記金額に、教材費、研修用消耗品、講師の交通費等全てを含む。なお、「6 学習環境・教材・研修の運営 (2) 利用可能教材（1教室あたり）」で記載している利用可能教材については研修所が負担する。

※2 テキスト等の詳細は、7(1)カにて参照。

※3 実施回数に変更が生じた場合は、変更後の実施回数に応じて契約上限金額を変更する。

※4 令和9年度予算決定前のため契約上限金額は予算金額により変更となる可能性がある。

(5) 実施場所

特別区職員研修所（東京区政会館別館）

住所：東京都千代田区九段北一丁目1番地4号

5 提案の要点

(1) 学習方法

講義及び自治体の職務に即した内容の演習を取り入れ、受講者が職務で活用できる実践的な内容とすること。

(2) 達成度の評価

研修実施日において、「2 研修のねらい」を達成することができたか判定する内容を含めること。

(3) 講師

行政におけるメディア対応に関する高い専門性を有し、適切なメディア対応の実践につながる講義、演習を行える者で、「2 研修のねらい」を実現できる講師であること。

(4) 留意事項

提案にあたり、次の点に留意すること。

ア 講義

- ・ 講師はテキストにより、「2 研修のねらい」に基づいた講義を行うこと。
- ・ 管理職に求められるリスクマネジメント及び危機発生時における広報のあり方について、講義を行うこと。

イ 模擬記者会見

メディアへの適切な対応方法を実践的に学べる内容とすること。また、受講者をグループ毎に会見者側として参加させ、受講者全員に会見の実践を行わせること。

・ 事例

自治体で起こりうる危機管理発生事例について内容を事前に研修所と協議の上、架空の事例として作成すること。納品する事例は6つ以上とする。

・ 記者兼講評役

新聞社、テレビ局等のジャーナリスト経験者で自治体危機管理対応事例を取り扱ったことがある者と企業・団体等における広報業務経験者又はコンサルティング等で同様の経験をしたことがある者であり、かつ、自治体危機対応事例を取り扱ったことがある者を必ず含めること。人数及び記者役兼講評役の経歴・経験について提案すること。

・ 機材

当日使用する音声映像機材一式は事業者が用意し、模擬記者会見会場に搬入及び設置を行うこと。設営時間は研修所と協議の上、定めるものとする。なお、研修終了後、研修会場を設営前の状態に現状復帰すること。使用する音声映像機材一式について提案すること。

ウ 講評

研修当日は、模擬記者会見終了後に、会見を撮影した映像を投影し、講師が受講者の会見について具体的な講評を行うこと。

また研修実施日の翌日から起算して14日以内に、実施回毎に全ての受講者について、模擬記者会見の講評を紙面にて提出すること。講評には、受講者各個人について良かった点及び改善点を具体的に記載すること。

6 学習環境・教材・研修の運営

(1) 学習環境

約42名定員教室 2教室（講義・講評、模擬記者会見）

(2) 利用可能教材（1教室あたり）

ア 講師用PC 1台

イ プロジェクター 2台程度

ウ ブルーレイプレイヤー 1台

エ ホワイトボード 2台程度
オ ハンドマイク 4本(計4本同時利用可能)
カ ベル、タイマー

※1 利用可能教材の個数等に変更する可能性がある。

※2 その他、利用可能機材等については研修所と協議すること。

(3) 研修の運営

研修当日運営に係る作業（ハンドアウト資料の配布、利用可能機材の操作等）については全て講師が対応すること。なお、教室設備の使用方法については事前に担当と調整し、把握しておくこと。

7 カリキュラム、テキスト、研修実施報告書等の作成

(1) カリキュラム、テキスト等の作成

「2 研修のねらい」を実現できる研修カリキュラム(タイムテーブル)・テキスト・資料等を作成し、研修所の指定に従い納品すること。なお、作成にあたっては、次の点に留意すること。

ア 「3 対象者」を踏まえた内容とすること。

イ 受講者が業務で活かせる内容とすること。

ウ 法律の改正等を踏まえた最新の内容とすること。

エ 特定の自治体の事例を用いないこと。

オ 作成等にあたっては、研修所と協議すること。

カ テキスト・配布資料等の作成にあたっては、研修初回実施日の1か月前までに電子データを研修所に送付し、1回以上校正すること。校了後、完成したテキスト・配布資料一式を研修実施1週間前までに納品すること。

※電子データは、Microsoft Word for Microsoft 365、Microsoft Excel for Microsoft 365、Microsoft PowerPoint for Microsoft 365、Portable Document Formatのいずれかとする。

キ プロジェクターを使用し、資料を投影して研修を実施する場合は、研修実施1週間前までに、投影資料の電子データを送付し、1回以上校正すること。

ク 「6 学習環境・教材・研修の運営 (2) 利用可能教材 (1教室あたり)」以外に研修で使用する物品(付箋、A4用紙等)がある場合は、事業者において準備し、研修実施3日前(閉庁日除く)までに納品すること。なお、納品に係る費用は本契約に含むものとする。

(2) 研修実施報告書の作成

実施した研修の結果について、次の事項を記載した研修実施報告書(任意様式)を作成し、実施回毎に研修実施日の翌日から起算して14日以内に研修所に提出すること。

ア 講師による実施後の所感

イ 本研修を実施するうえでの課題と改善策の提案

ウ その他

8 法令・契約

(1) 著作権

本業務において使用する教材等に係る著作権、商標権、特許権等の知的財産権(以下「著作権等」という。)については、その権利を侵害しないよう、使用権を取得する

など適正な手続きを行うこと。

(2) 個人情報を含む機密情報の取扱い

研修所の事前の同意がなければ、事業者は契約の内容や、研修において使用した教材等を第三者に公表することはできないものとする。

事業者は、本契約の履行により、業務上直接又は間接に知りえた個人情報を含む機密情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

本契約にあたり、事業者は、機密情報の秘密保持、取扱い（目的外使用、第三者への提供等）に関する禁止又は制限事項その他情報保護対策を指示する。

(3) 契約締結時期

令和9年4月1日以降

(4) 支払方法

各回確定払とする。

9 その他

(1) このプロポーザルにより本委託を受けることとなった事業者は、委託期間にわたって本要求水準の内容を保持すること。

(2) 契約締結後、気象庁の警報発令や大規模災害、感染症等、事前又は当日に研修の実施が困難であると想定される事態が生じた場合には、研修所は研修の実施を延期又は中止することがある。延期の場合は、研修所は事業者と協議の上、委託業務について、履行期間等の契約内容を変更することができることとする。なお、契約内容が変更したことに伴い、未履行の業務が発生した場合の費用は生じないものとする。

また、中止の場合には、未履行の業務に対する費用は生じないものとする。

(3) 事業者は本契約を円滑に履行するため、担当者を設けて連絡調整を行うこと。

(4) 研修実施の打合せは最低1回実施すること。打合せの際は連絡担当者のみならず講師も同席し来所またはオンラインにて実施する。ただし、研修所が講師の同席を不要と判断した場合はこの限りではない。

(5) 研修当日、不測の事態により、予定していた講師が来所できなくなった場合には、直ちに同程度の知識及び実績のある新たな講師を派遣すること。

(6) 本要求水準書に記載された事項のほか、研修の運営及び管理に関し問題を生ずるおそれがあると思われる事項等が発生した場合は、研修所と事業者双方で協議する。

(7) 本要求水準書の内容に疑義が生じた場合は、研修所と協議し決定すること。